

3. 法学部・法学研究科

I	法学部・法学研究科の研究目的と特徴	3-2
II	分析項目ごとの水準の判断	3-4
	分析項目 I 研究活動の状況	3-4
	分析項目 II 研究成果の状況	3-6
III	質の向上度の判断	3-7

I 法学研究科の研究目的と特徴

1. 研究目的

法学研究科は、次世代の法学政治学研究者ならびに 21 世紀の高度職業専門人を養成する研究大学院として、また、総合大学、研究重点型大学としての大阪大学の使命を遂行するため、高度の学問水準を保って法政研究に取り組み、その成果を社会に還元する。そのため、研究者・高度職業専門人養成機関にふさわしい研究分野を選択し、それに適合的な研究体制を整えていく。

法学研究科が重点的に取り組む研究の主眼は、実学重視の伝統をベースに、①先端的な研究領域、②基礎研究、③比較法政の研究領域におかれる。これらの研究領域に深く踏み込み、さらなる領野を開拓していくため、柔軟かつ機動性のある人的・物的な研究環境を組織内で整備するだけでなく、組織外においても拡充していく。それゆえ、法学研究科は、学内の組織と密接に連携することはもちろん、学外の組織にも積極的に働きかけ、ともに発展していくことができるよう、生産的な協力関係を築き上げる。

2. 研究の特色

商都大阪に位置する法学研究科の地の利を生かし、1948 年の法文学部設立、1953 年の法学部独立以来、連綿と受け継がれていた実学重視の伝統を基礎に、次世代の法学政治学研究者・高度職業専門人養成機関に見合った、理論と実務を架橋する法政研究を推進する。

そこで、①先端研究では、科学技術と法、環境と政策、情報と法、ポスト司法制度改革、グローバル化時代の法学政治学といった分野を中心に、精力的に研究を進める。先端研究は同時に学際研究でもあり、総合大学たる大阪大学の強みを発揮できる領域であるため、文理融合研究など、新しい学問分野の開拓にも果敢に挑戦していく。

また、②基礎研究では、原理的視点から、隣接する学問分野の知見も積極的に吸収し、狭義の法学にとどまることのないよう、広く、かつ深みのある理論研究を行なう。

さらに、③外国・比較法政研究では、伝統的な大陸法や英米法の母法研究のみならず、アジア法や EU 法、あるいは国際関係法といった新しい分野の研究にも従事する。そして、これらの法と日本法の相互関係や相互作用を国際的・学際的な視点も踏まえ比較研究する。

3. 学内連携

法学研究科は、法曹養成を使命とする高等司法研究科の設立母体であり、その研究=教育スタッフの多くが、いままも双方で活躍している。こうした沿革的理由もあり、高等司法研究科との協力関係は、他の組織とは比較にならないほど密接かつ濃厚である。確かに、教育面について言えば、次世代の法学政治学研究者養成と高度専門職業人育成を基本理念とする法学研究科と、職業法曹育成を目的に設立された高等司法研究科との間には、異なる特徴が見られる。しかし、こと研究面について言えば、法学研究科と高等司法研究科は常に協働して研究にあたっており、この協働実践により、両研究科は極めて生産的、かつ高水準の学問的成果をあげることが可能としている。

同じく法学政治学系研究スタッフを構成員とする国際公共政策研究科とも、人的交流や共同の研究プロジェクトの遂行を通じ、実質的な連携を図っている。また、本研究科に附属する法政実務連携センターは、学内と学外、双方への連携の窓口を務めている。

4. 学外連携

学外に向かって情報を発信し、社会に研究成果を還元するだけでなく、学外から有益な知見を吸収し、あるいは相互に発展していくため、産業界、法曹界、地域社会、官公庁等との連携をさらに強化する。近隣の大学・研究機関とも連携し、共同の研究プロジェクトを遂行する。また、「世界に伸びる」大阪大学の理念とも歩調を合わせ、海外との連携も積極的に推進する。特に、外国の大学との提携を図り、外国人研究者を招聘し、あるいは外国の研究機関にスタッフを派遣して、研究交流を継続する。

5. 想定する関係者とその期待

研究面における関係者は、国内外の学界、産業界、法曹界、地域社会、官公庁である。特に先端研究、基礎研究、外国・比較法政研究の面では、学界内でこれまで評価されてきた高い研究水準を今後も維持するよう期待されている。(この各々が学外連携の相手方でもあり、共同研究や共同プロジェクトを通じ、共通の課題を遂行するよう期待されている。)

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 研究活動の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究活動の実施状況

(観点に係る状況)

【部局全体としての取組み】

・国内外の学界、産業界、法曹界、地域社会、官公庁の期待に応えるべく、多彩な共同研究を組織した。この目的のため研究推進・計画委員会と外部連携ワーキングを設置し、高等司法研究科との協力の下、数多くの研究会を実施した。そのうちの代表的なものは、次の通りである。

(1) 国際協力機構 (JICA) 委託の「アフリカにおける地方分権化支援のあり方」(平成 16-18 年度) 等、地方自治制度整備支援をめぐる研究プロジェクト。

(2) K・シュテルン「ドイツ航空安全法に関する連邦憲法裁判所の判決」、S・ベローモ「イタリア労働法制の現状と EU 統合」、J・ザンデン「ヨーロッパ及びドイツ環境法における予防原則」等、EU 法政をめぐる共同研究プロジェクト。

(3) 「高齢社会の法理論—高齢社会における法現象に対する法理論的省察の可能性—」(平成 17 年度-平成 19 年度) 等、法学研究科のスタッフを中心として他大学・他研究科の研究者と協力しつつ行った共同研究プロジェクト。

(4) 本学医学部、工学部スタッフと共同実施した、科学技術とリスク・医療訴訟にかんする文理横断研究会。

(5) 経済産業省後援「知的資産を活用した経営と法」(平成 17-19 年度)、産学連携講義「金融資本市場と金融商品取引法について」(平成 16-19 年度)や財団法人中小企業福祉事業団の受託研究「中小企業の再生のための法的戦略」(平成 17-19 年度)など、政府機関や実業界との連携研究。

(6) 鄭吉龍・梁宗模・權鍾杰「新時代の裁判官、検察官、企業弁護士の役割—韓国の場合」等、東アジア各国との実務=学術連携を目指す共同セミナー。

(7) 「紛争予防マネジメント—「もめごと」がこじれる前にできること」(平成 17 年度)、「科学技術倫理と法曹教育—新しいあり方の模索—」(平成 18 年度) 等、先端法領域教育をめぐる高等司法研究科との共催シンポジウム。

・法政実務連携センターに優秀な外国人研究者を長期招聘 (平成 16 年度 2 名、平成 17 年度 5 名、平成 18 年度 5 名)、さらにその他の研究プロジェクトを通じ、多数の外国人研究者を短期招聘している。

・平成 17 年度より EU インスティテュート関西を学外では神戸大学及び関西学院大学と、学内では国際公共政策研究科及び経済学研究科と共同運営し、海外の EU 研究者の招聘、ワークショップ、国際シンポジウム、セミナーを開催 (平成 17-19 年度)。

・ドイツ学術交流会 (DAAD) と連携し、ドイツ人研究者を助教授として採用した (平成 17 年度)。

・研究成果を広く内外に発信するため、国内に向けては「阪大法学」(年 6 回)、海外に向けては OSAKA UNIVERSITY LAW REVIEW (年 1 回) を刊行している。

【各教員の研究状況】

法学研究科に所属する教員は、高度科学技術と法、環境と政策、ポスト司法制度改革の新時代法曹、情報技術と法、グローバル化時代における法=政治学等のテーマを中心に、①先端研究、②基礎研究、③外国・比較法政研究とバランスのとれた研究活動を繰り広げた。こうした活発な研究状況は、次にあげる旺盛な著書・論文の執筆、学会発表、在外研究などからも見てとることができる。

・著書・論文の執筆について見れば、本研究科所属の教員が公表した著作 (共著・分担執筆を含む) は、毎年平均 10 冊以上であり、これは例年、全教員のうち少なくとも 3 人に 1

人が著書を執筆したことを意味する。また、論文公表数は例年、平均 71 本であり、教員 1 人当たり毎年 2 本以上の論文を公表したことになる。

・ 本研究科に所属する教員が各種の学会で行った発表数は、平均すると例年のべ 52 回である。つまり、ほとんどの教員が毎年 2 回程度の発表を行ったこととなる。

・ 本研究科所属の教員は、科学研究費をはじめとする各種の外部資金を利用し、在外研究や海外での学会発表を行っている。平均すれば毎年 22 名、つまり、各教員が 3 年に 2 度は在外研究や海外での学会発表を行ったこととなる。

以上を表にまとめると次のようになる。

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
著書	12 冊	13 冊	11 冊	14 冊
論文	57 本	72 本	51 本	103 本
学会発表	52 回	49 回	56 回	50 回
在外研究	23 人	27 人	13 人	27 人

【外部資金等の獲得状況】

法学研究科が獲得した各種外部資金は、下の表の通りである。年平均の獲得件数、ならびに獲得金額は、それぞれ 32 件、ならびに 4631 万円である。例年、教員 1 人当たり 149 万円の外部資金を得ている計算となり、研究の優劣と研究費の多寡が必ずしも一致しない法学=政治学分野にあって、相当の努力が払われているとすることができる。

法学研究科	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
受託研究	0	0	1	5,000,000	1	5,000,000	2	7,500,000
寄附金	1	700,000	1	400,000	1	1,000,000	2	31,000,000
外国人受託研修員	15	3,390,000	16	3,616,000	18	4,068,000		0
受託研究員	0	0	0	0	0	0	0	0
科学研究費補助金	12	34,200,000	14	47,600,000	13	31,500,000	14	1,750,000
科研費分担金	5	1,700,000	4	3,050,000	3	3,600,000	3	3,200,000
大学改革推進事業	0	0	0	0	0	0	1	2,000,000
研究拠点形成費	0	0	0	0	0	0	1	3,000,000
合計	33	39,990,000	36	59,666,000	36	45,168,000	23	48,450,000

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

法学研究科は部局全体の取組みとして、国内外の研究者・研究機関、民間企業、裁判所や弁護士会、政府機関と連携しつつ、多彩な共同研究プロジェクトを活発に繰り広げた。また、各種の外部資金獲得や在外研究機会の確保の面で相当の努力がなされており、所属する各教員は、こうした組織全体としての支援のもとで、とりわけ①先端研究、②基礎研究、③外国・比較法政研究にかかわる多数の著書・論文の公表、学会やシンポジウム報告を実施し、その成果を広く内外に発信した。こうした一連の旺盛な研究活動とその成果は、法学政治学研究者・高度職業専門人養成機関として、国内外の学界、産業界、法曹界、地域社会、官公庁等、関係者の期待に十分に応えるものであったと評価することができる。

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究成果の状況

(観点に係る状況)

法学研究科は、①先端的研究、②基礎理論的研究、③外国法・比較法研究の3つを重点的研究領域と位置づけ、特に①先端的研究領域においては、高度科学技術と法、環境と政策、ポスト司法制度改革の新時代法曹、情報技術と法、グローバル化時代における法=政治学の構造転換とその新たな基礎づけといったテーマに力点を置きつつ、様々な分野で水準の高い研究業績をあげている。

高度科学技術と法、環境と政策にかんしては、シンポジウム「科学技術倫理と法曹教育—新しいあり方の模索」(平成17年)をはじめ、医学部、工学部のスタッフや、法実務家を交えた文理融合ないし先端法領域の研究会、さらには内外の研究者を招き「予防原則」関連の研究会を数多く実施した。これらに関連する優れた研究業績としては、研究業績説明書Ⅱ表の安田著書(業績番号1007)、大久保論文(業績番号1005)、中山論文(業績番号1002)などが公表されている。

ポスト司法制度改革の新時代法曹については、「紛争予防マネジメント—「もめごと」がこじれる前にできること」(平成17年度)をはじめ、福井論文(業績番号1001)、仁木論文(業績番号1007)、三成論文(業績番号1003)が公表されている。情報技術と法にかんする養老著書(業績番号1008)もこの文脈に置くことができる。さらに、グローバル化時代における法=政治学の構造転換とその基礎付けにかんしては、曾我著書(業績番号1009)、上川著書(業績番号1010)、河田著書(業績番号1011)、坂元論文(業績番号1012)、高田論文(業績番号1004)があげられる。

なお、上記いずれの研究においても、②基礎理論的な視角と③外国法=政治との比較検討が十分に踏まえられており、その意味で、三つの重点的研究領域が相互にバランスを取りつつ同時に追求されていると言える。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る

(判断理由)

附属法政実務連携センターを連携窓口とすることで、学内外から知を結集することに成功し、その成果が、とりわけ科学技術と法、司法制度研究、グローバル化における政治の各分野における個人研究にも反映されている。高等司法研究科と連携した法学研究科の組織的な研究活動は、創設以来の実学の伝統を引き継ぎつつ、①先端、②基礎、③比較のバランスのとれた研究活動を高い水準で維持しており、学界、産業界、法曹界、地域社会、官公庁等、関係者の期待に十分に答えるものであったと言える。

Ⅲ 質の向上度の判断

①事例1「市民生活基盤の法と行政」(分析項目I)

(質の向上があったと判断する取組)

法学研究科及び高等司法研究科のスタッフ16名が、家族(共同性)、市場(コミュニケーション)、国家(リスク社会)の3つのユニットで共同研究を行い、平成14年度から17年度にかけて、日米欧間での環境、食品安全、電子商取引といった市民生活基盤に関わる新しい問題群に挑戦した。とりわけEU圏の法学=政治学研究者を招聘して行った20回の研究会やセミナーを通じ、内外の学問的交流を活性化させるとともに、EU法政に関する基礎文献を組織的に収集し、数多くの論文や翻訳を公表することによって、日本のEU法政研究の水準を大きく引き上げた。

②事例2「法曹新職域グランドデザイン」(分析項目I)

(質の向上があったと判断する取組)

法学研究科及び高等司法研究科のスタッフ12名が、平成17年度から20年度にかけて、近未来における法曹の新しい職域のグランドデザインを明らかにすることを目指し共同研究を行なっている。法曹、とりわけ弁護士に期待される新しい職務—具体的には戦略的経営や予防法務、技術開発における法的リスク管理、交渉の代理、紛争管理といった業務について、諸外国の制度調査を実施するとともに、わが国の企業の動向についてアンケートならびに聞き取り調査を行った。巨視的には法化社会の近未来に対する提言、微視的には企業と法曹の関係解明及び法科大学院のカリキュラム改善を行なった。本研究は法曹の職域拡大に強い関心を持つ弁護士会の注目を引き、今後の共同研究と連携の足がかりとなった。

③事例3「高齢社会の法理論研究会」(分析項目I)

(質の向上があったと判断する取組)

法学研究科のスタッフ4名を中心に、他大学・他研究科の研究者(6名)と協力して、共同研究「高齢社会の法理論—高齢社会における法現象に対する法理論的省察の可能性—」(平成17年度～平成19年度)をおこなった。本共同研究では、高齢社会の到来によって生じる法現象の研究に枠組みを提供できる「法理論」が探求され、活発な議論が展開された。そこから、本研究科を拠点とする各法分野横断的な研究協力ネットワークが構築されるとともに、具体的成果が多数(論文20本、学会発表4回、著書(共著を含む)11冊)産み出された。とりわけ、本共同研究の基底をなした研究代表者である高田篤の「生存権の省察」『法治国家の展開と現代的構成』(法律文化社、2007年)は、著作ないし論文を論評する公法学会誌『公法研究』69号(2007年)の「学界展望」において、人権分野における成果年度ベストテンに選出されるなど研究水準の向上がはかられた。